

## 株式交換公告

平成 21 年 4 月 16 日

株主各位

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目 4 番 3 号

山洋工業株式会社

代表取締役社長 山本 伸士

当社は、平成 21 年 4 月 15 日開催の当社臨時株主総会において、平成 21 年 7 月 1 日を効力発生日として、当社が山洋電気株式会社（東京都豊島区北大塚一丁目 15 番 1 号）の完全子会社となる株式交換を行うことを決議いたしましたので公告いたします。

この株式交換に伴い、株式交換の効力発生日の前日(平成 21 年 6 月 30 日)の最終の当社株主名簿に記録された山洋電気株式会社を除く株主の皆様に対し、ご所有の当社普通株式 1 株につき、山洋電気株式会社の普通株式 0.5 株の割合で割当交付されます。

なお、会社法第 785 条第 1 項に基づき、株式買取請求をされる株主様は、効力発生日の 20 日前の日以降に、当社または当社の株主名簿管理人である東京証券代行株式会社本店に対して、書面によりその旨ならびに株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。さらに、このご通知にあたっては、株主様が株式を預託されている口座管理機関に対して、個別株主通知の申出の取次ぎの請求および当該株式を下記の指定口座へ振替える振替申請を、併せて行っていただくようお願い申し上げます。

なお、平成 21 年 6 月 30 日までに当社指定口座への振替が完了しない場合には、株式振替手続きの実務上、株式買取請求権を行使いただけない虞れがあります（そのため、平成 21 年 6 月 23 日前後までにご利用の口座管理機関に対して上記の振替申請を行っていただく必要があると思われませんが、具体的に振替に必要となる期間についてはご利用の口座管理機関にお問い合わせください）。この扱いは、株式買取請求権の行使ができなくなる事態を避け、株主様の権利行使の確実性を確保するためのものでありますので、何卒ご理解を賜りたく存じます。

上記手続きについて、ご不明な点は当社総務部（03-3464-8901）までお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

記

口座名義人：山洋工業株式会社

加入者口座コード：116966010000718929500

以上